

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年8月 19 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2600200 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600042 号

第1 結論

請求者のA社における令和4年12月15日及び令和5年7月14日の標準賞与額については、20万円を80万円に訂正することが必要である。

令和4年12月15日及び令和5年7月14日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年12月15日及び令和5年7月14日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和4年12月15日
② 令和5年7月14日

A社から支払われた請求期間①及び②の賞与の記録が、実際に支給された賞与額と相違しているので、当該各期間に係る記録を実際に支給された賞与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿により、請求者は同社からオンライン記録の標準賞与額（20万円）を超える80万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。以下同じ。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を年金事務所に提出し、訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2600201 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600043 号

第1 結論

請求者のA社における令和4年12月15日及び令和5年7月14日の標準賞与額については、20万円を30万円に訂正することが必要である。

令和4年12月15日及び令和5年7月14日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年12月15日及び令和5年7月14日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和4年12月15日
② 令和5年7月14日

A社から支払われた請求期間①及び②の賞与の記録が、実際に支給された賞与額と相違しているので、当該各期間に係る記録を実際に支給された賞与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿により、請求者は同社からオンライン記録の標準賞与額（20万円）を超える30万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。以下同じ。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を年金事務所に提出し、訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2600109 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600041 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 5 月 1 日から平成 8 年 4 月 1 日まで

私は、請求期間において、A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされている。

しかしながら、A 社の元役員は、請求者は同社に在籍していたが業務形態は不明である旨回答しており、請求者が、同社に在籍していたことはうかがえるものの、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたか否かは確認することができない。

また、A 社は、平成 15 年 1 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記の記録によると、令和 5 年に解散しているところ、同社の事業主は既に亡くなっている上、当該事業主の妻は資料を保管しておらず、同社に関わっていないので分からない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の取扱い、厚生年金保険料の控除状況等について確認することができない。

さらに、請求期間当時、A 社が業務委託していたとする会計事務所の担当者は、同社を担当したのは請求期間後であり、自身が担当していた時は同社の事業主が厚生年金保険の届出や保険料納付を行っていた上、当時の資料は保管期限を経過しているため処分している旨陳述していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。